

平成24年度
大学間連携共同教育推進事業
Q & A

平成24年4月

文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

1. 申請関係

Q 1-1 どのような大学・短期大学・高等専門学校が申請できるのか。

A. 平成24年4月1日現在設置されている大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）であれば、申請することができます。ただし、平成24年4月1日現在すでに学生募集停止中の大学等については、申請することはできません。また、連携校として参画することもできません。

Q 1-2 代表校と連携校では何が異なるのか。

A. 代表校が連携取組の申請者となる点で異なります。なお、事業を実施する上で、その役割、責任等において代表校と連携校の違いは特段ないと考えていますので、連携校においても責任をもって連携取組を実施することが必要です。

Q 1-3 国公立の設置形態を超えた大学間の連携とあるが、申請する場合、国立、公立、私立の全ての大学等を含めて連携しないといけないのか。

A. 大学等の設置形態にかかわらず複数の大学等による申請であれば差し支えありません。

Q 1-4 申請する場合、大学、短期大学、高等専門学校の全ての学校種を含めて連携しないといけないのか。

A. 学校種にかかわらず複数の大学等による申請であれば差し支えありません。よって、大学同士や短期大学同士の連携取組であっても申請可能です。

Q 1-5 連携する大学等の数に上限はあるのか。

A. 特段の上限はありませんが、連携取組を確実に行うことができるよう、構成大学等の実質的な連携事業であることが必要です。

Q 1-6 申請する場合、ステークホルダー（自治体、学協会等）と連携することが必須か。

A. 必須です。ただし、ステークホルダーへ当該補助金を交付することはできません。

Q 1-7 申請時点で、連携する全ての大学等、自治体等の了解を得ていない場合、申請することは可能か。

A. 申請時点で連携する全ての大学等の長の了解を得ていることが必要です。了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。また、自治体等についても機関の了解を得ることが必要となります。

Q 1 - 8 連携する大学等に外国の大学を含めることは可能か。

A. 連携する大学等を含めることはできませんが、関係自治体等と同様の位置付けで連携・協力することは差し支えありません。したがって、外国の大学に当該補助金を交付することはできません。

Q 1 - 9 既に複数大学間での連携実績がある連携取組は申請可能か。

A. 既に連携実績がある連携取組であっても申請は可能です。この場合、これまでの連携実績とともに、申請書の連携取組の内容との相違点及び発展内容について申請書に記載してください。

Q 1 - 10 来年度改組を予定している学部等が連携取組に参加することは可能か。

A. 平成24年4月1日現在設置されている学部等における連携取組の内容としてください。なお、改組等が予定されている場合は、可能な限り年次計画に含めて記載してください。

Q 1 - 11 過去に「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され取組期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

A. 同一又は類似の連携取組を申請することはできませんが、本事業の趣旨・目的を踏まえ、取組内容を発展・充実させた取組として申請することは差し支えありません。

Q 1 - 12 連携取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合、どのように取り扱えばよいのか。

A. 他の補助金等による経費措置との重複は認められませんので、本補助事業の連携取組として他の補助金を使用することはできません。

Q 1 - 13 事前に個別相談を行うことは可能か。

A. 本事業の趣旨等をご理解いただくことを目的とし、事前に個別相談を行うことは可能ですので、担当までお問い合わせください。なお、個別相談は、申請前の事前審査を行うものではありません。

2. 取組内容

Q 2-1 公募要領に例示されている取組を全て行う必要があるのか。

A. 公募要領の内容は例示であるので、すべて行う必要はありません。

Q 2-2 公募要領に例示されている取組以外の取組を行うことは可能か。

A. 可能です。

Q 2-3 大学間のネットワーク整備などを行うことは可能か。

A. 事業の実施に必要な内容であれば可能です。ただし、単に大学間のネットワーク整備のみにとどまらずネットワークを活用した教育研究活動の推進を確実に実施することが前提となります。

また、これに限らずインフラを整備するための経費については、その必要性や効果及び代替設備の流用について十分な検討・説明が必要です。

過去に大学改革推進等補助金で整備している場合、支援の対象外とすることがあります。

Q 2-4 連携する全ての大学等が全ての取組に参加する必要があるのか。

A. 可能な限り、連携する全ての大学が全ての取組に参加することが望まれます。なお、連携の趣旨・目的、構成大学等の規模、教育研究分野等に応じて、一部の取組について参加しない大学等があっても差し支えありません。

Q 2-5 補助期間終了後も連携取組を行う必要があるのか。

A. 補助期間終了後も各種取組について積極的な事業展開を行うことが選定の前提となります。

Q 2-6 申請時に連携していない大学等や関係自治体等は、今後、本事業に参画することはできないのか。

A. 本事業の趣旨・目的を実現するために、十分検討したうえ、新たな大学等と連携することが望ましいと、代表校及び連携校が判断した場合は、文部科学省に相談してください。ただし、原則として、選定後に新たに追加した連携校に対して本補助金を配分することはできません。

なお、関係自治体等については、地域ニーズ等を踏まえ、連携することは差し支えありません。

3. 審査

Q 3-1 審査は地域連携、分野連携毎に行われるのか。

A. 審査に区分は設けません。

Q 3 - 2 地域連携、分野連携毎の選定件数は何件程度か。

A. 地域連携、分野連携毎の選定件数は設けていません。

4. 申請書等関係

Q 4 - 1 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A. 差し支えありません。

Q 4 - 2 申請書のページ番号は、様式毎に1ページから振るのか。

A. ページ番号は、様式1を1ページとして通しで付けてください。なお、申請書は全て両面印刷としてください。

Q 4 - 3 申請書の内容で強調したい部分をゴシック体や太字にすることは可能か。

A. 差し支えありません。

Q 4 - 4 申請書を提出する際に連携する大学等間の協定書、又は関係自治体等との承諾書や協定書の添付は必要か。

A. 大学等の判断により、「5. データ、資料等」の範囲内で添付することは可能です。

Q 4 - 5 (様式3)及び(様式5(3))の1行あたりの文字数や1ページあたりの行数に制限はあるのか。また、これ以外に本文中に図表を組み入れた場合、図表に含まれる文字の大きさに制限はあるのか。

A. 制限はありませんが、申請者の意図が伝わるように読みやすい文字の大きさや構成となるよう心掛けてください。

Q 4 - 6 (様式3)の「(1)平成24年度の申請経費」はどのように記載したらよいか。

A. (様式2(8))に係る経費のうち、平成24年度に連携取組を実施するために必要な経費について記載してください。また、補助事業として開始できるのは、選定日ではなく、補助金の交付内定日となる予定ですので、平成24年度の経費の積算は平成24年10月以降(概ね6ヶ月)に必要となる経費を計上してください。作成の際は、連携校の経費内容が分かるように留意してください。

また、(2)平成25年度の申請予定経費については25年4月以降(1年間)に必要となる経費を記載してください。

なお、記入に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領等を参照し、各経費の留意点、使用できない経費等をきちんと把握した上で、経費の計上を行ってください。

Q 4-7 (様式3)の「(1)平成24年度の申請経費」の「補助金額」や「自己負担額」はどのように記載するのか。

A. 申請額が、申請区分の補助金基準額を上回る場合は、補助金額欄に記載する金額は当該補助金基準額と同額とし、それを越えた部分の金額を自己負担額欄に記載してください。申請額が補助金基準額以内である場合は、申請額と補助金額は同額とし、自己負担額は「0千円」と記載してください。なお、自己負担額については、そのうち関係自治体等が負担する額が分かるように記載してください。

Q 4-8 選定された場合、(様式3)で記載した内容で補助金が交付されるのか。

A. 選定された場合は、別途、補助金の交付申請書を提出することになります。その際、審査状況等を踏まえ、予算の範囲内で調整を行うことがありますので、申請書に記載した経費で補助金を交付するものではありません。また、大学改革推進等補助金取扱要領等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

Q 4-9 (様式4)「(1)代表校の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか(別紙に記入することは可能か)。

A. (様式4)はページ制限がありませんので、本様式に記入してください。別紙にまとめて記入することはできません。

Q 4-10 (様式4)「(1)連携校の規模」について、連携校が複数ある場合は、連携校の表を適宜追加してもよいか。

A. 適宜追加してください。

Q 4-11 (様式4)「(1)連携校の規模」について、大学院の博士前期課程・後期課程は別にして記入するのか。

A. 別々に記入してください。

Q 4-12 (様式4)「(2)大学附置研究所及びセンターの概要」について、全ての研究所等について記載するのか。

A. 大学の組織として位置付けられているもので、本事業の取組内容に関係すると思われるものがある場合は、当該研究所等を記載してください。

Q 4-13 (様式6)で、取組担当者は1名のみ記載すべきか。

A. 主となって取組を担当する方(責任者)を1名記入してください。

Q 4 - 1 4 (様式 6) の取組担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前あるいは連携する関係自治体等の職員の名前を記載することは可能か。

A. 取組担当者は、申請する取組を実施する責任者となりますので代表校の教職員に限ります。

Q 4 - 1 5 (様式 6) の事務担当者欄には、連携する関係自治体等や関係大学コンソーシアムの職員の名前を記載することは可能か。

A. できません。事務担当者は、大学等の教職員に限ります。なお、記載内容の疑義等がある場合は、代表校の事務担当者（又は取組担当者）に問い合わせを行います。

Q 4 - 1 6 (様式 6) で、取組担当者や事務担当者の e-mail アドレスは、私用の e-mail アドレスでも構わないか。

A. 文部科学省からの事務連絡に用いることから、確実に担当者に連絡できる大学等における e-mail アドレス、原則として担当部署の共有アドレスを記入してください。

Q 4 - 1 7 (様式 6) で、取組担当者が非常勤の教職員でも構わないか。

A. 取組担当者は大学間連携の代表者となりますので、取組に責任を有する常勤の教職員である必要があります。

5. 面接審査等

Q 5 - 1 面接審査が実施される場合、出席者の指定はあるのか。また、持ち時間はどのくらいか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。

A. 面接審査を実施する場合は、代表校の取組担当者をはじめ、連携校の担当者、申請書について責任をもって説明できる方や大学等の教育研究活動に関し責任を有する方に御出席いただきます。可能な限り責任のある大学等の長に出席いただくことが望まれます。詳細は、面接審査対象校に別途連絡することになります。

Q 5 - 2 面接審査は全ての申請に対して実施されるのか。

A. 面接審査の必要性は、申請内容等により選定委員会により決定されますので、必ずしも全ての大学等が対象となるわけではありません。また、面接審査は2次審査ではありませんので、面接審査対象外となったことが不採択を意味するわけではありません。

Q 5 - 3 面接審査が実施される場合、代表校、連携校以外の者が出席することは可能か。

A. 代表校、連携校の長あるいは取組担当者が出席することを前提としておりますが、代表校、連携校以外で連携取組に密接に連携する関係自治体等（大学コンソーシアムを含む。）の担当者が面接審査に出席することは差し支えありません。

6. 補助金関係

Q 6-1 大学改革推進等補助金は、どのような経費に使用できるのか。

A. 経費の用途として、物品費、旅費、人件・謝金費、事業推進費、その他（光熱水料金等）に使用することができます。施設整備費や学生に対する直接的な経費（奨学金など）などには使用することはできません。

補助金の内容等については、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領等を参照してください。なお、当該要綱等については今年度変更を行っておりますのでご注意ください。

Q 6-2 既存のコンソーシアムを活用することを予定しているが、コンソーシアムに補助金を交付（配分）することは可能か。

A. 本事業は大学等に対する補助事業であるため、大学等以外の機関に対しては補助金を交付（配分）することはできません。なお、コンソーシアムが大学等から連携取組に係る事業の委託を受けて実施することは差し支えありません。

Q 6-3 補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。

A. 補助金の経費執行に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領等に基づき、適切な執行管理が求められます。なお、本補助事業以外の目的での使用など不適切な経費執行が発覚した場合は、厳格に対処することになります。

7. 大学コンソーシアム関係

Q 7-1 既存の大学コンソーシアムの活動を基礎として、更に発展させた大学間の連携取組を申請するような場合、（様式2）「（6）連携や取組内容の実績等」において、当該大学コンソーシアムでの連携実績を記載することは可能か。

A. 大学等の判断により、当該大学コンソーシアムでの連携実績を記載することは差し支えありません。

Q 7-2 （様式5）「（3）その他、連携取組の概要を補足するデータ・資料等」において、当該大学コンソーシアムでの連携取組に関するデータ・資料等を入れることは可能か。

A. 大学等の判断により、当該大学コンソーシアムでの連携取組に関するデータ・資料等を入れることは差し支えありません。

8. 公表等

Q 8 - 1 申請状況や選定状況は公表されるのか。

A. 申請締切後速やかに、申請した大学等名（連携校含む。）、取組名称などを申請状況として公表します。また、選定後は、選定された取組について、連携取組の概要を含めて公表する予定です。

Q 8 - 2 選定後、大学等はどのような情報を発信する必要があるのか。

A. 選定後速やかに、連携する大学間で策定した「大学間連携戦略」のほか、選定取組の内容、経過、成果等を各大学等のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に学内外に対して情報発信することが必要です。